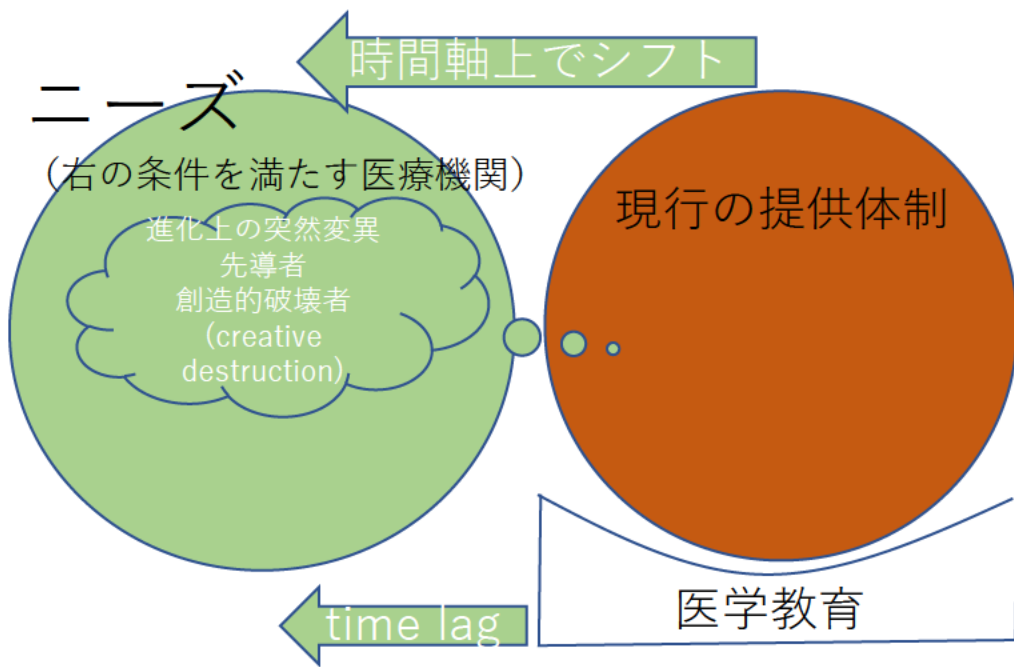


# かかりつけ医機能の次元におけるニーズと 現行の提供体制

「かかりつけ医機能を発揮できる制度整備」  
かかりつけ医機能＝「身近な地域における日常的な医療の提供  
や健康管理に関する相談等を総合的かつ継続的に行う機能」

かかりつけ医機能を巡る現状と未来



参考：権丈「日本の大学の医学部教育は  
何が問題なのか？」東洋経済オンライン  
(2018年12月27日)

## 「かかりつけ医機能合意制度」の創設

次の条件を満たす

- ①一般的な健康問題への対応、PHRを基に継続的な医学管理及び健康増進、重症化予防などをオンラインを活用しながら行い、日常的な健康相談を行っていること
  - ②地域の医療機関及び福祉施設等との連携
  - ③休日・夜間も対応できる体制及び、診療時間外を含む、緊急時の対応方法等に係る情報提供を行うこと
  - ④在宅療養支援診療所であること、またはそれとの連携
  - ⑤地域公衆衛生への参加
  - ⑥地域が抱える社会的課題に向き合い、地域包括ケアにおけるメンバーとして地域の多職種や医療・介護・福祉施設とデータを共有し、協働して解決に取り組むことができる
- ①～⑥を全てを満たす、又は常勤の総合診療専門医を配置していること。

※中小病院（200床未満）については、地域包括ケアへの貢献、地域の診療所との連携を含め、①～⑥の具体的要件を別途検討。